

**個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン
(仮名加工情報・匿名加工情報編)**

平成 28 年 11 月
(令和 4 年 9 月一部改正)
個人情報保護委員会

（※2）要配慮個人情報の取得に関する法第20条第2項の適用関係、並びに確認・記録義務に関する法第29条及び第30条の適用関係については、2-2-3-7（その他の義務等）を参照のこと。

【仮名加工情報取扱事業者が遵守する個人情報でない仮名加工情報の取扱いに関する義務等】

- (1) 法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報を第三者に提供してはならない。（法第42条第1項及び第2項）<2-2-4-1（第三者提供の禁止等）参照>
- (2) 仮名加工情報については、次の規定が準用される。（法第42条第3項）<2-2-4-2（その他の義務等）参照>
 - ・安全管理措置（法第23条）
 - ・従業者の監督（法第24条）
 - ・委託先の監督（法第25条）
 - ・苦情処理（法第40条）
 - ・識別行為の禁止（法第41条第7項）
 - ・本人への連絡等の禁止（法第41条第8項）

2-2-2 仮名加工情報を作成する個人情報取扱事業者の義務等

2-2-2-1 仮名加工情報の適正な加工（法第41条第1項関係）

法第41条（第1項）

1 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第6章において同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

規則第31条

法第41条第1項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えること

- を含む。)。
- (3) 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること（当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

個人情報取扱事業者は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る（※1）。2-2-3-7（その他の義務等）を除き、以下同じ。）を作成するとき（※2）は、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために、規則第31条各号に定める基準に従って、個人情報を加工しなければならない。なお、「個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工」するためには、加工する情報の性質に応じて、規則第31条各号に定める加工基準を満たす必要がある。

- （※1）仮名加工情報の取扱いに係る法第4章第3節の規律（法第41条及び第42条）は、仮名加工情報データベース等を構成する仮名加工情報に適用されるものである。いわゆる散在情報となる、仮名加工情報データベース等を構成しない仮名加工情報には、法第4章第3節の規律は適用されない。
- （※2）「作成するとき」は、仮名加工情報として取り扱うために、当該仮名加工情報を作成することを指す。したがって、例えば、安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除（又は他の記述等に置き換え）した上で引き続き個人情報として取り扱う場合、あるいは匿名加工情報又は統計情報を作成するために個人情報を加工する場合等については、仮名加工情報を「作成するとき」には該当しない。

2-2-2-1-1 特定の個人を識別することができる記述等の削除

規則第31条（第1号）

- (1) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

個人情報取扱事業者が取り扱う個人情報には、一般に、氏名、住所、生年月日、性別の他、様々な個人に関する記述等が含まれている。これらの記述等は、氏名のようにその情報単体で特定の個人を識別することができるもののほか、住所、生年月日など、これらの記述等が合わさることによって特定の個人を識別することができるものもある。このような特定の個人を識別できる記述等から全部又はその一部を削除するあるいは他の記述等に置き換える

ることによって、特定の個人を識別することができないよう加工しなければならない。

なお、他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法でなければならない（※1）。例えば、生年月日の情報を生年の情報に置き換える場合のように、元の記述等をより抽象的な記述に置き換えることも考えられる。

【想定される加工の事例（※2）】

事例 1) 会員 ID、氏名、年齢、性別、サービス利用履歴が含まれる個人情報を加工する場合に次の措置を講ずる。

- 1) 氏名を削除する。

事例 2) 氏名、住所、生年月日が含まれる個人情報を加工する場合に次の 1 から 3 までの措置を講ずる。

- 1) 氏名を削除する。
- 2) 住所を削除する。又は、○○県△△市に置き換える。
- 3) 生年月日を削除する。又は、日を削除し、生年月に置き換える。

（※1）他の記述等への置き換えとして、仮 ID を付す場合には、元の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法でなければならない。

仮 ID を付す際の注意点については、3-2-2-1（特定の個人を識別することができる記述等の削除）の（※）を参照のこと。

（※2）講すべき措置は、個別の事例ごとに判断する必要がある。例えば、氏名の削除後、当該個人情報に含まれる他の記述等により、なお特定の個人を識別することができる場合には、当該記述等によって特定の個人を識別することができなくなるよう加工する必要がある。

2-2-2-1-2 個人識別符号の削除

規則第 31 条（第 2 号）

- (2) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

加工対象となる個人情報が、個人識別符号を含む情報であるときは、当該個人識別符号単体で特定の個人を識別できるため、当該個人識別符号の全部を削除又は他の記述等へ置き換えて、特定の個人を識別できないようにしなければならない。

なお、他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法に

よる必要がある。

（参考）個人識別符号の概要

個人識別符号とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令で定めるものをいい、次のいずれかに該当するものである（個人識別符号の定義の詳細については、通則ガイドライン「2-2（個人識別符号）」参照）。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号
 - ・ 生体情報（DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋）をデジタルデータに変換したもののうち、特定の個人を識別するに足りるものとして規則で定める基準に適合するもの（政令第1条第1号及び規則第2条）
- (2) 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号
 - ・ 旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の番号等の公的機関が割り振る番号（政令第1条第2号から第8号まで、規則第3条及び第4条）

2-2-2-1-3 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除

規則第31条（第3号）

- (3) 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること（当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

一般的にみて、不正に利用されることにより個人の財産的被害が生じるおそれが類型的に高い記述等については、それが漏えいした場合に個人の権利利益の侵害が生じる蓋然性が相対的に高いと考えられる。そのため、仮名加工情報を作成するに当たっては、当該記述等について削除又は他の記述等への置き換えを行わなければならない。

なお、他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法による必要がある。

【想定される加工の事例】

事例1) クレジットカード番号を削除する。

事例2) 送金や決済機能のあるウェブサービスのログインID・パスワードを削除する。

【付録】

＜仮名加工情報と匿名加工情報の加工基準の差異（概要）＞

	仮名加工情報	匿名加工情報
定義	他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報（法第2条第5項）	特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの（法第2条第6項）
加工基準	特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部の削除 (規則第31条第1号) ※「削除」には、当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることが含まれる。以下同じ。	特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部の削除 (規則第34条第1号) ※「削除」には、当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることが含まれる。以下同じ。
	個人識別符号の全部の削除 (規則第31条第2号)	個人識別符号の全部の削除 (規則第34条第2号)
	—	個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結する符号（現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除（規則第34条第3号）
	—	特異な記述等の削除 (規則第34条第4号)
	—	前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずる (規則第34条第5号)
	不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除 (規則第31条第3号)	—

＜仮名加工情報と匿名加工情報の取扱いに関する主な規律の差異（概要）（※1）＞

	仮名加工情報（※2）	匿名加工情報（※3）
加工に関する規律	・規則第31条に定める加工基準に従つた加工（法第41条第1項）	・規則第34条に定める加工基準に従つた加工（法第43条第1項）
安全管理に関する規律	・削除情報等の安全管理措置（法第41条第2項） ・仮名加工情報の安全管理措置（法第23条、第42条第3項）	・加工方法等情報の安全管理措置（法第43条第2項） ・匿名加工情報の安全管理措置（努力義務）（法第43条第6項、第46条）
作成時の公表に関する規律	・利用目的の公表（法第41条第4項） ※利用目的を変更した場合には、変更後の利用目的について公表義務あり	・匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目の公表（法第43条第3項）
提供に関する規律	・第三者提供の原則禁止（法第41条第6項、第42条第1項・第2項） ※法令に基づく場合又は委託、事業承継若しくは共同利用による例外あり	・本人同意なく第三者提供可能 ・提供時に、匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法の公表、並びに匿名加工情報である旨の提供先に対する明示（法第43条第4項、第44条）
利用に関する規律	・識別行為の禁止（法第41条第7項、第42条第3項） ・本人への連絡等の禁止（法第41条第8項、第42条第3項） ・利用目的の制限（法第41条第3項） ※利用目的の変更は可能（法第41条第9項） ・利用目的達成時の消去（努力義務）（法第41条第5項） ・苦情処理（努力義務）（法第40条、第42条第3項）	・識別行為の禁止（法第43条第5項、第45条） ・苦情処理（努力義務）（法第43条第6項、第46条）

（※1）必ずしも適用される規律を網羅的に記載したものではない。各規律の詳細については、本ガイドラインの関連箇所を参照のこと。

（※2）法第4章第3節の規律は、仮名加工情報データベース等を構成する仮名加工情報に適用される。

（※3）法第4章第4節の規律は、匿名加工情報データベース等を構成する匿名加工情報に適用される。